

石巻市地域包括ケア推進協議会規約の一部改正について

(1) 改正理由

令和4年度からの第4期地域福祉計画に地域包括ケアシステム推進実施計画が包含されることにより、本協議会における推進計画立案に関する第2条第2号の規定を削除するもの。

(2) 改正内容

石巻市地域包括ケア推進協議会規約の一部を次のように改正する。
第2条第2号を削除し、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

【 新 旧 対 照 表 】

改 定	現 行
<p>(目的及び事業)</p> <p>第2条 協議会は、保健、福祉、医療、介護及び生活支援分野の関係者並びに自治会、市民活動団体等と協働し、介護保険による従来の高齢者支援に加え、障害者や子ども及び被災者等への支援体制の整備を図ることにより、全ての在宅支援が必要な市民を対象とした地域包括ケアシステムを構築し、地域に根差した福祉サービスの充実を図るため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの構築に係る課題解決に向けた協議に関すること。</p> <p>(2) 地域包括ケアシステムの構築、推進に関すること。</p> <p>(3) 関係機関相互の情報共有及び連絡調整に関すること。</p> <p>(4) その他、協議会の目的達成に必要なこと。</p>	<p>(目的及び事業)</p> <p>第2条 協議会は、保健、福祉、医療、介護及び生活支援分野の関係者並びに自治会、市民活動団体等と協働し、介護保険による従来の高齢者支援に加え、障害者や子ども及び被災者等への支援体制の整備を図ることにより、全ての在宅支援が必要な市民を対象とした地域包括ケアシステムを構築し、地域に根差した福祉サービスの充実を図るため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの構築に係る課題解決に向けた協議に関すること。</p> <p><u>(2) 地域包括ケアシステム推進計画の立案に関すること。</u></p> <p>(3) 地域包括ケアシステムの構築、推進に関すること。</p> <p>(4) 関係機関相互の情報共有及び連絡調整に関すること。</p> <p>(5) その他、協議会の目的達成に必要なこと。</p>